

なわて災害時地域支え合い制度 フロー図

【地域福祉計画の基本理念】

みんなの力で
地域からつくる
暖かみのあるまち

④

避難行動要支援者

地域の避難支援等関係者

(民生委員児童委員、自主防災組織、
地区福祉委員会、地域自治組織の
代表者(地区会長、自治会会長等)、
避難支援者)

避難支援等関係者

(大東四條畷消防組合、大阪府警察
本部、社会福祉協議会、地域包括支援
センター及び障がい者相談支援センター)



①

②

③

四條畷市役所

- ① 市は、避難行動要支援者にあらかじめ避難支援等関係者へ情報を提供することについて、同意の意思を確認します。
- ② 避難行動要支援者は、市に同意又は不同意の意思を伝えます。
- ③ 市は、同意を得た避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供します。
- ④ 地域の避難支援等関係者は、市から提供された情報を基に可能な範囲で避難支援(裏面)を実施します。

避難支援の一例

【平常時】

1. 声かけを行う。
(避難行動要支援者との顔合わせ、訪問、状況把握など)
2. 防災訓練への参加の働きかけを行う。
(防災訓練の実施に際して、避難行動要支援者への安否確認や避難誘導等を行う)
3. 災害に関する情報の提供を行う。
4. 避難行動要支援者の個別計画(※全体計画第3章2参照)を策定する。
※全体計画は、市ホームページ、市役所情報公開コーナー、福祉政策課、四條畷図書館及び田原図書館でご覧いただけます。

【災害時】

1. 避難行動要支援者に災害情報を伝達する。
2. 避難行動要支援者の安否確認と必要な支援を行う。
3. 避難行動要支援者の避難誘導を行う。
4. 安否確認により避難行動要支援者の救出・救護が必要と判断した場合、行政機関や近隣住民等に援助を求める。
5. 避難生活の支援を行う。

※例示した避難支援が実行が困難な場合でも、地域の避難支援等関係者が法的義務や責任を負うことは一切ありません。



【お願い】

災害が発生したときには、地域の方の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。地域の中には、災害時に自力で避難することが困難な人がいます。地域の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

四條畷市役所福祉政策課

電話 072-877-2121(代表)・0743-71-0330(代表)
FAX 072-879-5955

<イラスト提供> イラストレーター・グラフィックデザイナー たがたかおさん